

税のお知らせ

税の申告はお忘れなく

申告相談期間

2月6日(金)～3月16日(月)

平成26年分所得(平成26年1月1日から12月31日まで  
の所得)に関する市民税・県民税等の申告の時期が間  
近になりました。  
市では、2月6日から3月16日まで所得申告相談受付  
を行います。

申告相談の注意点

この申告内容が、平成27年  
度の市民税・県民税、国民健  
康保険税、後期高齢者医療保  
険料、介護保険料等の算定の  
基礎となりますので、忘れず  
に申告してください。  
※日程および申告に必要な書  
類等の詳細は、広報にほん  
まつ1月号と同時に配り  
した「平成27年度(26年分)  
市民税・県民税(国民健康  
保険税)に係る所得申告に  
ついて」をご覧ください。



で申告される場合は、その  
書類も持参してください。

▽「平成27年度市民税・県民  
税(国民健康保険税)申告  
書」を各世帯に1部配布し  
ています。申告書の用紙が  
必要な場合は、税務課(市  
役所1階)、各支所地域振  
興課、各住民センターで事  
前に受け取ることができま  
す。

▽営業、農業、不動産等の収  
入がある方は、収支内訳書  
および売上、仕入れ、経費  
等が分かる帳簿、領収書ま  
たは書類等を整理し持参し  
てください。

▽給与や年金等の源泉徴収票  
は、原本を持参してくださ  
い。源泉徴収票を事業所等  
から交付されていない方は、  
事業所等に依頼し申告時ま  
でに交付を受けてください。

▽税務署の判断を必要とする  
複雑な申告内容の場合(雑  
損控除、株式譲渡、先物取  
引、土地・家屋の譲渡等)  
は、市民交流センターへご  
案内させていただく場合が  
あります。

確定申告はインターネット  
で行うことができます

国税電子申告システム(e  
Tax)を利用して、自宅  
に居ながら所得税の確定申告  
をすることができます。

電子申告をするためには、  
電子証明書付住民基本台帳  
カード(住基カード)が必要と  
なりますので、市民課(市役  
所1階)または各支所地域振  
興課窓口で交付を受けてくだ  
さい(手数料1,000円)。

電子証明書を読み込むため  
には、カードリーダーが必要で  
す。市では、無料貸出用の  
カードリーダー(対応OSにつ  
いてはお問い合わせくださ  
い)を10台準備しています。  
必要な方は、お早めにお問い  
合わせください。

電子申告について、詳しく  
は左記ホームページをご覧く  
ださい。

e-Taxホームページ  
[http://www.e-tax.nta.  
go.jp/](http://www.e-tax.nta.go.jp/)

◎問い合わせ:

税務課市民税係

☎(55)5085

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

丸又葬儀社

本社 店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598  
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5



0120-03-5598

### 個人住民税の主な改正点

#### 住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充

住宅借入金等特別税額控除について、居住年の適用期限が平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長されます。

所得税において控除しきれなかった控除可能額のうち、所得税の課税総所得金額等の5%（97,500円を上限）を限度として控除が適用されます。ただし、平成26年4月から平成29年12月までの間に入居し、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合は、所得税の課税総所得金額等の7%（136,500円を上限）を限度として控除が適用されます。

#### の廃止

申告分離課税における上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%の軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置については、平成25年12月31日をもって廃止されました。

平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。生活に通常必要でない資産の範囲の拡充

#### 範囲の拡充

譲渡損失の他の所得との損益通算および雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）が追加されます。これにより、ゴルフ会員権等の譲渡損失については、総合課税における他の所得との損益通算が適用できなくなります。

※平成26年4月1日以後の資産の譲渡等により生ずる損失の金額および同日以後の災害等により生ずる損失の金額について適用されます。

◎問い合わせ：  
税務課市民税係  
☎(55)50855



### 寝たきり高齢者等のおむつ代の医療費控除

寝たきりの高齢者等のおむつ代を所得税確定申告（または市民税・県民税申告）で医療費控除の対象とするには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方は、要介護認定時の主治医意見書の内容を確認したうえで、市が発行する「主治医意見書確認書」をおむつ使用証明書に代えることができますので、高齢福祉課または各支所地域振興課で申請してください。

#### 主治医意見書で市が確認する内容

- ・主治医意見書の作成日
- ・要介護認定の有効期間
- ・障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）
- ・尿失禁の発生可能性

◎問い合わせ：  
高齢福祉課介護保険係  
☎(55)5115

### 個人事業者の平成26年分消費税確定申告

平成26年4月1日から消費税（地方消費税含む）の税率は8%となっています。

平成26年分（平成26年4月1日を含む課税期間）の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

#### 課税取引に対する適用税率

- ①平成26年3月31日以前は5%
  - ②平成26年4月1日以後は8%ですが、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により5%が適用される場合があります。
- ※帳簿等では、非課税取引等についても区分する必要があります。
- ※消費税法の改正内容については、国税庁ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ：  
二本松税務署  
☎(22)1192

## 1月の講座のご案内

要予約 定員：裂き織風コースター10人  
節分の飾り10人、一開張12人  
※申込み切日を過ぎてもキャンセル等の都合により受講可能な場合もありますのでお気軽にお問い合わせください。



【節分の飾り講座】  
開講日：1/6(水)、17(土)  
時間：10:00~11:30  
料金：1,200円  
申込み切：各開講日の5日前



【裂き織風コースター講座】  
開講日：1/28(水)、31(土)  
時間：10:00~11:30  
料金：1,100円  
申込み切：各開講日の5日前



【毎月開催！一開張講座】  
開講日：1/16(金)、18(日)、27(水)  
時間：10:00~12:00  
料金：600円（※材料費別途料金）  
申込み切：各開講日の前日

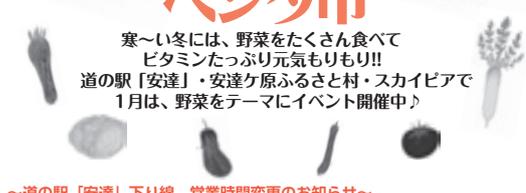
- 【注意事項】
- ・要予約、電話か窓口へ直接お申し込みください。（FAXやメールでの受付はしていません）
  - ・定員になり次第締め切らせていただきます。
  - ・材料のみの販売はしていません

お申し込み・お問い合わせ：二本松市和紙伝承館 ☎61-3200

真冬にしっかりビタミンを!

## ベジタ市

寒～い冬には、野菜をたくさん食べて  
ビタミンたっぷり元気もりもり!!  
道の駅「安達」・安達ヶ原ふるさと村・スカイピアで  
1月は、野菜をテーマにイベント開催中!



～道の駅「安達」下り線 営業時間変更のお知らせ～

平成26年12月1日～平成27年2月末までの冬期間、下記のとおり営業時間を変更いたします。

- 銘産コーナー 8:30～18:00
- 熊産コーナー 8:30～18:00
- サンクス 24時間(変更なし)
- ペーカリー 8:00～18:00
- レストラン 7:00～18:00
- カフェ 9:00～18:00(変更なし)